

平成30年 第8回
教育委員会定例会会議録

平成30年8月7日（火）

港区教育委員会

日 時 平成30年8月7日(火) 午前10時00分 開会

場 所 911・912会議室

| | | |
|-------|----------|---------|
| 「出席者」 | 教 育 長 | 青 木 康 平 |
| | 教育長職務代理者 | 小 島 洋 祐 |
| | 委 員 | 田 谷 克 裕 |
| | 委 員 | 薩 田 知 子 |

| | | |
|--------|-----|---------|
| 「欠席委員」 | 委 員 | 山 内 慶 太 |
|--------|-----|---------|

| | | |
|------------------|--------------|---------|
| 「説明のため出席した事務局職員」 | 教育推進部長 | 新 宮 弘 章 |
| | 学校教育部長 | 堀 二三雄 |
| | 教育長室長 | 中 島 博 子 |
| | 教育企画担当課長 | 藤 原 仙 昌 |
| | 生涯学習スポーツ振興課長 | 木 下 典 子 |
| | 図書文化財課長 | 佐々木 貴 浩 |
| | 学 務 課 長 | 山 本 隆 司 |
| | 学校施設担当課長 | 伊 藤 太 一 |
| | 教育指導課長 | 松 田 芳 明 |

| | | |
|-------|--------|---------|
| 「書 記」 | 教育総務係長 | 佐 京 良 江 |
| | 教育総務係 | 永 田 よし子 |

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 平成31年度区立小学校使用教科書の採択について
- 2 平成31年度区立中学校使用道徳教科書の採択について
- 3 平成31年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書(一般図書)の採択について
- 4 平成31年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書(一般図書)の採択について

日程第2 協議事項

- 1 港区立愛宕弓道場の廃止について
- 2 生活保護基準見直しに伴う就学援助制度に生じる影響への対応について
- 3 港区立郷土歴史館に係る執行体制について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成31年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について
- 2 平成30年度第2回採用港区奨学生（高等学校）の選考結果について
- 3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における区有施設の公式練習場としての提供について
- 4 学校給食調理業務の委託について
- 5 図書館システム用サーバー等の購入について
- 6 港区郷土歴史館セキュリティゲートの購入について

「開会」

○**教育長** 皆さん、おはようございます。ただいまから平成30年第8回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は山内委員から所用により欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご承知おきください。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び教育委員の過半数の出席を確認しておりますので、本定例会は有効と認められます。

また、今回の定例会には傍聴者が多数いらっしゃいますが、会議に先立ちまして皆様をお願い申し上げます。事前にお配りしました資料の注意事項をお読みになり、会議においては発言などなさいませんよう、ご協力の程お願いいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○**教育長** 日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 平成31年度区立小学校使用教科書の採択について

○**教育長** 日程第1、審議事項に入ります。議案第40号「平成31年度区立小学校使用教科書の採択について」審議を行います。

今回の教科書採択につきましては、これまで教科書展示会を実施してきた港区立教育センターに加え、みなと図書館においても教科書展示会を開催し、平成31年度の小学校使用教科書及び平成31年度中学校使用教科書道徳について公開をいたしました。期間中、区民や教育関係者、教科書に関心をお持ちの方が教育センターの展示に20名、みなと図書館の展示には30名がご来場いただき、読みやすい教科書を選んでほしい、中学生が活発に議論できる教科書を選んでほしいなどのご意見を多数いただいたことから、教科書採択への関心の高さがうかがえます。

それでは初めに平成31年度区立小学校使用教科書について採択してまいりたいと思います。事務局から説明はありますでしょうか。

○**教育指導課長** それでは、議案第40号ということで資料をお配りしてございます。

今回の採択につきましては平成31年度のみ使用の教科書となります。したがって、平成32年度以降の使用の教科書につきましては、学習指導要領の改訂を踏まえまして改めて来年度採択をすることとなります。ちなみにこちらの資料にございます国語5社、書写6社、社会科4社、地図2社、算数6社、理科6社、生活8社、音楽2社、図画工作2社、家庭科2社、保健5社、これら全ての教科書は今回も発行されているところでございます。この中からどの教科書を採択いただいても結構でございます。また、全て教科書調査研究委員会等の資料も事前にお渡ししてお読みいただいておりますので、それに従いましてご審議いただきますようよろしくお願いたします。

以上です。

○**教育長** それでは、平成31年度のみでの使用になりますけれども、小学校使用教科書について、よろしくご審議の程お願いいたします。

教科書採択全般について何かご意見ありますでしょうか。

○**小島委員** 教科書選定研究委員会からの報告には、港区教育研究会の各教科担当校長に対して、現行教科書の課題の調査をした結果、全ての教科において現行教科書の課題点・問題点がないことが報告されております。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**田谷委員** 各教科の担当校長の調査資料にも、現行教科書を使用している教員から、指導しやすい、使いやすい教科書であることが報告されています。実際に教科書を使っている児童も、1年間だけ違う教科書を使うとなると、とまどう児童もいるのではないのでしょうか。

○**教育長** ほかにいかがですか。

○**薩田委員** 各学校からの研究報告書には、現行教科書を採択した平成26年度に各学校から報告された内容とほとんど今回も同様の報告がされており、現行教科書の課題点・問題点は特に報告されていません。新しい教科書にかわるとなると、各教員は来年度1年のための指導計画も全てをやり直すということになりますね。

○**教育長** 3人の方からご意見をいただきました。そのほかにいかがですか。

○**田谷委員** 平成32年度から全面実施される学習指導要領に合わせて各社が改訂する教科書を来年度に採択することを踏まえると、現行教科書に特段の問題点・課題点が挙げられていないため継続が望ましいと思います。

○**教育長** そのほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、皆さんのご意見を伺うと、現在使われている教科書の継続を望むご意見であると思います。平成31年度小学校使用教科書の採択に当たりまして、教科ごとの採択といたしまししょうか、それとも全教科一括で採択といたしまししょうか。

○**小島委員** 全教科一括で採択することがいいと思います。

○**教育長** ほかの委員はいかがですか。

(異議なし)

○**教育長** ほかの委員も全教科一括で採択ということでした承いただきました。

それでは、全教科一括で採択することといたします。今年度小学校で使用している教科書を、事務局に確認してもらいます。

○**教育指導課長** それでは、現在使われている教科書の出版社について確認をさせていただきます。国語、光村図書出版株式会社。書写、光村図書出版株式会社。社会科、東京書籍株式会社。地図、東京書籍株式会社。算数、東京書籍株式会社。理科、教育出版株式会社。生活、大日本図書株式会社。音楽、株式会社教育芸術社。図画工作、日本文教出版株式会社。家庭科、東京書籍株式会社。

保健、株式会社学研教育みらい。以上となります。

○教育長 今、平成30年度の小学校使用教科書について確認してもらいました。

それでは、採択に移ります。議案第40号「平成31年度区立小学校使用教科書の採択について」は、平成30年度まで使用してきた教科書を継続して使用することによろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。それでは議案第40号につきましては、平成30年度小学校使用教科書を継続して使用することに決定いたしました。

2 平成31年度区立中学校使用道徳教科書の採択について

○教育長 次に、平成31年度区立中学校使用道徳教科書について、港区の生徒にとって最良の教科書が採択できるようにご審議いただきたいと思います。

はじめに事務局から説明をお願いします。

○教育指導課長 では議案第41号、資料ナンバー2になります。

1枚おめくりいただけますでしょうか。平成31年度から区立中学校で使用する道徳の教科用図書につきまして、こちらの一覧表にあるとおり全8社から出版をされております。

なお、これまでさまざまな教科書採択にかかわる委員会等の経緯を説明させていただきます。7月24日に、保護者の代表3名が入り、中学校校長2名、それから教育委員会事務局管理職2名で構成されます教科書選定研究委員会から、平成31年度区立中学校使用教科書選定資料が教育委員会に提出されました。この選定資料に基づき、教科書選定委員会から事前に教育委員会に説明させていただいております。また、各中学校から提出された教科書研究報告書につきましても事前に提出をさせていただいております。これらを踏まえまして本日の教育委員会におきまして、国の検定を受けた教科書の中から、特別の教科道徳において使用する教科書を採択していただくこととなります。

どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 今、事務局からこれまでの経過について説明がありました。

それでは、議案第41号「平成31年度区立中学校使用道徳教科書の採択について」ご審議をいただきたいと思います。

教科書採択全般について何かご意見ありますでしょうか。

○小島委員 昨年の小学校に引き続き、今年は中学校の道徳の教科書を採択しますが、小学校のときと同様に中学校の採択においても次の点が重要と考えております。少し長くなりますが、学習指導要領によれば特別の教科道徳の目標は、「よりよく生きるための道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、物事を多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」ことがうたわれています。このため学習指導要領に示されている「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や

自然、崇高なものとの関わりに関すること」といった四つの視点と、自主、自律、思いやり、感謝、公平、公正、国際理解、生命の尊さなど、全学年21項目の内容項目のバランスを見て採択していく必要があると思います。全てのこういう項目がバランスよくとれているという教科書を選ぶ必要があると思っています。

○教育長 採択に当たっての視点を今お話いただきました。

ほかの委員からはいかがでしょうか。

○田谷委員 今回、道徳が特別の教科となった背景を鑑みると、特にいじめがどのように取り上げられているかという視点は重要だと思います。その上で、国際理解やオリンピック・パラリンピックなど港区の生徒にふさわしい視点に加え、中学生の成長を鑑みた防災や自然災害、性差などの観点でバランスのよい教科書がよいのではないのでしょうか。答えが一つではない課題に対して生徒が道徳的に向き合い、考え、議論しやすい内容かどうかということが大切だと思います。

○教育長 今、田谷委員のご意見にありましたように、いじめあるいは国際理解、その観点ごとに各社の特徴について皆様からご意見をいただいて、最後に総合的な見地から採択していくという方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、採択に当たっての皆さんのご意見の伺い方は今確認されましたので、まずはいじめの観点から各社の特徴についてそれぞれの委員からご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○田谷委員 各教科書でいじめ問題については取り上げられていますが、東京書籍では全学年三つの教材を組み合わせ、「いじめのない世界」として資料が構成されています。例えば1年生の例では24ページ「とびら」、27ページ「傍観者でいいのか」、30ページ「ふたつの心」などです。生徒が自分はどうのようにいじめと向き合っていくか、そういった考えを深めることができる教材だと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 学校図書なのですが、学校図書もいじめの問題点に注目していて、公正、公平、社会正義について考える教材と、生徒の日常の中からいじめに注目した教材が全ての学年で取り上げられています。特に生徒の日常生活の中で往々にして起きることを事例にした教材は、生徒自身がいじめを起こさない、絶対許さないといった心情を育てることができる教材だなと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 教育出版も、中学校3年間を通していじめの問題をさまざまな側面から考えて、深めていくことができる教材が体系的に掲載されています。生徒の生活実態、発達の段階に応じた教材から、自分事として捉え考えを深めることができそうです。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○薩田委員 いじめ防止の視点からでは日本文教出版も教材の数は多くなっています。いじめ問題

を題材とした教材とコラムが一つになっていまして、多面的・多角的にいじめについて考えられるように工夫しています。

それから光村図書もいじめについては各学年で取り上げられているようです。全学年でいじめ問題の教材といじめについて考えるコラムというのを組み合わせた構成がありまして、いじめをしない、させない、見過ごさない姿勢というのが系統的に育成できるような工夫がされていると思います。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 日本文教出版の例ですが、1年生の34ページではいじめの背景と心の状況についてコラムとして記載されています。いじめの加害者・被害者だけではなく、はやし立てたりおもしろがったりして見ている観衆、いじめを見て見ないふりをする傍観者についての指導もしっかりできることが期待されます。

○教育長 ありがとうございます。

田谷委員から出版社、それからページ数までお話しいただいて、皆さんもお読みになっているのでお分かりだと思いますけれども、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 学研も全ての学年でさまざまな内容項目から、いじめを生まない力を育てる教材が取り上げられています。3年生の130ページでは「さかなクン」として有名な宮澤正之氏の中学校でいじめられた経験も取り上げられています。生徒に身近な有名人がいじめに遭った事実から、いじめを身近なこととして考えられると思います。

○教育長 ありがとうございます。

それぞれの委員からいじめに関する特徴的なところをお話しいただいておりますけれども、ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 廣済堂あかつきの2年生の40ページの「君、想像したことある？」というものでは、いじめの加害者に向けて、生徒が自分の主張を考えることができると思います。自分事として生徒一人ひとりが自分の主張を考えることで、いじめ問題に向き合う心を育てることができると思います。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 日本教科書の1年生104ページですが、「プロレスごっこ」では日常生活でありそのような場面の話を通して、いじめ問題を正面から取り上げています。教材に描かれた日常生活でありそのような状況に対する改善策を考え議論することにより、生徒一人ひとりにいじめを許さない心を育成する構成となっております。

○教育長 ほかにいかがですか。

○小島委員 各社、いじめにかかわる問題は現代的な課題の一つとして、近年、生徒たちにとって

は特に切迫した状況にある課題であることを踏まえ、生命の尊さを重んじた構成になっていることがよく分かります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

いじめについてはよろしいですか。

ありがとうございます。今、いろいろな意見をいただきましたけれど、いじめ問題につきましては各社が力を入れて創意工夫しているということがよく分かりました。具体的に各学年のページ数もお話いただきましてありがとうございます。

区の教科書調査研究資料からは、光村図書そして日本文教出版の2社がいじめ防止に関する内容が他社より多いということが分かります。一旦ここでいじめの問題につきましては終了したいと思いますけど、後程また改めて全般的なご意見としてお伺いしたいと思います。

それでは次に、オリンピック・パラリンピック競技についてはいかがでしょうか。

○薩田委員 オリンピック・パラリンピックについては全ての教科書で取り上げられているようです。教科書調査研究資料からは、東京書籍は1・2年生で、その他の教科書会社は全学年でオリパラ教育の題材を取り扱っていることが分かります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 教育出版、学研の萩野公介選手、瀬戸大也選手や、光村図書、日本文教出版の吉田沙保里選手、東京書籍の山縣亮太選手など、一昨年のリオデジャネイロ・オリンピックで活躍した選手を題材とした教材もあります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 学校図書なのですが、1年生の74ページ「私は、『おもてなし親善大使』」、これは東京オリンピック・パラリンピックを控え、海外からの旅行者に対するボランティアを題材とした教材であります。国際理解の視点を踏まえながら、2年後の東京で観光ボランティアなどとしての参加も見込まれる、特に中学生に適した教材だと思います。

○教育長 ほかにいかがですか。

○薩田委員 教育出版の1年生166ページですね、「夢への挑戦『パラカヌー』」という題では、瀬立モニカ選手という、下半身のコントロールが困難な障害のあるカヌー選手について教材として取り上げています。困難な状況を克服して希望と勇気を持って生きることへの理解を高めることができそうです。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 学研3年生166ページ『『血の通った義足』を作りたい』では、体が不自由な方のために義手や義足をつくる義肢装具士の方々を教材として取り上げています。パラ・アスリートを支えながら活躍する人々の生き方から自己を見つめ直すことができる教材です。

○教育長 ほかにいかがですか。

○田谷委員 日本文教出版なのですが、やはりこれも1年生82ページの「緑のじゅうたん」はグラウンドキーパーの方が教材として取り上げられています。スポーツをする方だけでなく、支える

人の立場の方も努力と工夫を重ね、理想に向かって人生を切り開いていることを自覚できるよい教材だと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 そのほかの各社、最近の活躍された選手を多くの教材で取り扱っている印象があります。その中でも日本教科書2年生128ページ、「よ～いや、さ～」では1964年の東京五輪音頭について触れており、盆踊りの歌と踊りの伝承の由来から郷土愛についてまでの考えを深めることができそうです。

○教育長 ちょっと違った視点も入っているということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 東京書籍2年生116ページ「本当の私」では、陸上の世界選手権でドーピングの罪を犯したエイミー・ブラウン氏を取り上げられています。ドーピングを認め、よりよく生きようとする人間の強さについて考えることができると思います。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○薩田委員 廣済堂あかつきの2年生86ページですが「人間であることの美しさ」で、ロサンゼルス五輪で、極限状態の中でゴールしたマラソン選手のガブリエラ・アンデルセン選手が取り上げられています。純粋にスポーツを通して感動・畏敬の念を抱く人間の心について考えるというテーマで、考えることができる教材のようです。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

今、それぞれの委員からご指摘いただいておりますけれど、各社ともオリンピック・パラリンピック教育を意識して多くの選手が教材として取り上げられています。また、オリンピック・パラリンピックに出場したアスリートだけではなく、それを支える方々、これも教材にしているところが複数社あるということもご指摘いただきました。

それでは次に、歴史上の人物あるいは著名人などについての特徴はいかがでしょう。

○薩田委員 区の教科書調査研究資料にまとめられている資料からは、1年生から多くの人物を取り扱っているのは学研、あと光村図書だということが分かりますね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 同じ人物でも、例えば学校図書や学研で取り扱っている柔道家嘉納治五郎氏については、学習指導要領に示されている「C 主として集団や社会との関わりに関する事」の視点で、内容項目は国際理解、国際貢献となっておりますが、日本教科書の嘉納治五郎氏では「B 主として人との関わりに関する事」の視点で、内容項目は相互理解、寛容となっております。このことから、単にどの人物が教材として取り扱われているかだけではなく、どの視点で、どのような内容項目になっているのかも考慮する必要があると思います。

○教育長 ありがとうございます。

今、小島委員から発言ありましたように、人物と学習指導要領で規定された内容との関係での視

点、それから内容項目との関連ということでご指摘ありました。この視点で何かご意見ございますでしょうか。

○小島委員 学研は取り扱っている人物がいわゆる歴史上の偉人から今活躍しているアスリートや著名人など、バラエティーに富んでいると思います。例えば昨年横綱に昇進した稀勢の里関を「主として人との関わりに関すること」の視点で、内容項目、思いやり、感謝で取り上げるなど、最近話題となった方も取り扱っております。私はちなみに稀勢の里の大ファンなものですから、これをぱっと見たら初めから終わりまでさっと読めまして、非常に子どもたちがこういう自分の関心のあるアスリート等の教材が出てくると勉強が進むのではないかと考えております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

○薩田委員 非常に興味がある、興味を引く点で言うと、日本文教出版の3年生100ページで取り扱っている山中伸弥教授ですね、山中教授は子どもたちもとても興味を引く方だと思うのですが、Aの「主として自分自身に関すること」の視点で、内容項目の真理の探究、創造で教材として取り上げています。山中教授については学研の2年生でも取り扱っています。同じ内容項目で取り上げられているようです。日本教科書でも取り扱っているのですが、Aの「主として自分自身に関すること」の視点で、内容項目、向上心、個性の伸長で取り上げています。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 今、お2人の委員がおっしゃいましたように、最近活躍されている方が取り上げられているというのも今回の一つの特徴ではないかと思います。私は、光村図書の2年生34ページでは、もとプロ野球選手の黒田博樹氏が「A 主として自分自身に関すること」の視点で、内容項目は、希望と勇気、克己と強い意志で取り扱われています。黒田氏は東京書籍でも扱っており「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の視点で、内容項目は、よりよく生きる喜びで教材として取り上げられています。生徒にとっても身近な著名人、こういった方たちの生き方を学べることは、先程小島委員もおっしゃいましたようにずっと入りやすい事例ではないかと思えます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 学校図書と光村図書の1年生では、港区出身の黒柳徹子さんについて取り上げています。学校図書ではCの「主として集団や社会との関わりに関すること」の視点で、内容項目は、国際理解、国際貢献として、光村図書ではBの「主として人との関わりに関すること」の視点で、内容項目は、思いやり、感謝として取り上げられていますね。

○教育長 ありがとうございます。

取り上げている人物が多くてバラエティーに富んでいるのが学研、それから今お話にありましたとおり港区出身の黒柳徹子さんを取り上げているのが学校図書と光村図書ということでご紹介いただきましたけれど、ほかの人物についても各社特色がよくあらわれていると思います。また、同じ

人物でもその取り上げ方が学習指導要領の視点やあるいは内容項目が違うということが言えると思います。

ほかによろしいですか。それでは次に、港区では中学校で「英語科国際」という教科がありまして、そこに力を入れています。国際理解教育という面でのご意見はいかがでしょうか。

○小島委員 区の教科書調査研究資料のまとめには国際理解の観点についてまとめられています。どの教科書も学年の実態に応じてバランスよく編集されていると思います。

○教育長 ほかにいかがですか。

○薩田委員 光村図書の3年生150ページでは「希望の義足」というタイトルで、アフリカで義肢をつくる工房を設立した日本人女性を取り上げられています。本当に意味のある国際協力について生徒が気づいて考えを広げられる教材だと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 教育出版2年生78ページ「六千人の命のビザ」では、外交官の杉浦千畝さんが国際理解、国際貢献の教材として取り上げられています。杉浦千畝さんは東京書籍、学校図書、日本文教出版、学研、日本教科書でも取り扱われており、世界の平和に貢献することについて考える上で、中学生の発達段階に適したよい教材だと思います。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 廣済堂あかつき3年生119ページには、明治時代に和歌山県沖で遭難したトルコの人々を救出した出来事を取り上げられています。この出来事は教育出版、日本文教出版、学研、日本教科書でも扱われています。遭難したトルコの人々を助ける、献身的な救助を行った姿から国際理解と国際貢献の根底にあるものを考え議論することができる教材だと思います。

○教育長 ほかにいかがですか。

○薩田委員 学校図書の2年生74ページ「僕にとっての東京オリンピック」は、オリンピック招致を題材とした教材です。2020年東京大会における自分の行動を生徒が考えるということで、世界の中の日本人として、自分でもできる、国際貢献のために何か行動しようという気持ちを育てることができる、期待できるのではないかなと思います。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 教科書調査研究資料からは、教育出版、光村図書、日本文教出版、廣済堂あかつきが国際理解、国際貢献では活用できる教材を多く取り扱っていることが分かります。その中でも日本文教出版は3年生168ページのマララ・ユフスザイさんを教材として取り上げるなど、世界の中の日本人として国際社会に貢献し協調していく内容を取り扱っております。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

よろしいですか。国際理解教育の観点から、今、各委員からそれぞれの出版社の特徴をお話し

いただきました。これまで、いじめ、そしてオリンピック・パラリンピック教育、それから人物、国際理解教育の観点からご意見をいただいておりますけれど、その他の観点あるいは構成の工夫などからご意見ありますでしょうか。

○**薩田委員** 区の教科書調査研究資料には防災や自然災害の扱いについてもまとめられています。実際に災害などが起きたときに地域の防災活動に取り組むことが期待される中学生に適した、防災や自然災害を視点とした教材を各社ともに多く取り扱っていることが分かります。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**小島委員** 教科書調査研究資料からは、学校図書、教育出版、日本文教出版、学研が防災や自然災害の教材を多く取り扱っていることが分かります。東日本大震災や阪神・淡路大震災などの地震災害については全ての教科書会社を取り上げています。

○**教育長** ほかにいかがですか。

○**田谷委員** 地震災害のほかにも、東京書籍では広島のと砂災害、学校図書には洪水による錦帯橋の被害が扱われた教材があります。防災教育の視点からさまざまな自然災害を教材として学ぶことは、地域の防災力の向上にもつながることだと考えられます。

○**教育長** ありがとうございます。

災害発生時に地域防災の上で昼間は中学生が一助になると期待されております。防災教育の視点はそういう意味でも非常に重要であり、各社取り上げているということが分かりました。

そのほかいかがでしょうか。

○**薩田委員** 日本文教出版145ページにはさまざまな性についてのコラムがあります。学校図書172ページにも公正で偏見を持たない社会の実現に向けた記事というのがあります。性差について考える機会を持つことも今の中学生の発達から大変大切なことだと思います。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**小島委員** 教科書調査研究資料には性差に関する表現の観点についてもまとめられています。各社とも本文への記載などを通して性差に関する表現があることが分かります。

○**教育長** ほかにいかがですか。

○**田谷委員** 日本文教出版2年生70ページですが、ネット将棋がございませう。これはインターネット上の他者とのコミュニケーションのとり方を考えられる教材です。この教材は学研、廣済堂あかつき、日本教科書でも取り上げられている教材ですが、日本文教出版では教材の後のコラム欄とセットで学ぶことで、話し言葉と書き言葉の違いについても考えることができると思ひます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**薩田委員** 光村図書1年生81ページでは「言葉の向こうに」で、匿名で不特定多数の相手とコミュニケーションをとるときに気をつけなければならないことを考えられる教材だと思います。教材の後には、今一番問題になっているような内容ですけれども、ネットの書き込みに関するコラムもありまして、生徒が自分の考えを深める機会になったらいいなと思ひます。

○**教育長** ありがとうございます。

中学生の発達段階を考慮した性差に関する記載、あるいは情報モラルについての視点で各社が取り扱っていると思いますし、これらの視点はやはり現在の多くの教育課題の一つだと思います。今、話にも出ていましたけれど、教材によって本文の後にコラムを設けるような工夫がされています。例えばほかの会社、あるいは今までお話しいただいた出版社の中で工夫という面ではいかがでしょうか。

○**薩田委員** いいなと思ったのが日本文教出版と廣済堂あかつきでは、教科書だけではなくて別冊ノートが用意されています。別冊という形で道徳ノートがあることは、特に若い先生にとっては授業後に生徒の記述から評価しやすいのではないのでしょうか。若い先生方、教員が増えている本区の実態に合っているのではと思います。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○**田谷委員** やはり日本文教出版の道徳ノートは、教科書の單元ごとに1時間の学習で考えさせたことを書かせる欄と友達の考えをメモできる欄があり、先生方が指導しやすいのではないかと思います。若い先生方も道徳ノートに沿って授業をする、進めることができるということは大変よいと思います。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○**小島委員** 分冊ノートについては一言言いたいことがございまして、分冊の道徳ノートを使用すると確かに便利ですが、言ってみれば安直に授業ができてしまうという感じがします。そうした場合に先生が個々の生徒の能力、また個々の生徒が考えていること、それからクラス全体の実態その他を掌握して、どうしたら道徳的な心情、道徳的な価値が高めていけるのかということ先生が工夫して授業しなくてはいけないという、先生の授業力の向上という観点から言うと、この分冊ノートに頼ることで先生の授業力の向上にマイナスなのではないかという気がしました。

○**教育長** 今、分冊ノートに関しての違った見解の意見がありました。

そのほかいかがでしょうか。

○**薩田委員** 光村図書のように教科書の本文の後に学びのテーマという欄があって、毎時間自分の気づきを記入することができるようになっている教科書もあります。指導者の活用の仕方によっては別冊ノートと同様に評価にも活用はもちろんできると思うのですが、日本文教出版の道徳ノートのように発問に沿って記述欄が後添されていることで、先生方としては授業を進めやすそうではないかなと思います。

○**教育長** 先程、小島委員から違った見解を述べていただいたのですが、いずれにしてもこの分冊ノートを様々な年代の教員が実際に使うという観点からの見解だと思います。

○**小島委員** その点で、やはりこの分冊ノートを見ると、非常によくまとまってよくできていると思います。ところが、先生がこの指示どおりに授業を進めてしまうと、能率がいいのだろうけれども、本当の意味での子どもたちの道徳的な考えを醸成していけるのか疑問がまだ残ります。

○教育長 今の小島委員のお話に対する意見でも、そのほかの点でも構いませんが、いかがでしょうか。

○田谷委員 確かに小島委員のおっしゃるとおり分冊ノートの件も難しいかなとは思っていますが、東京書籍や学校図書、教育出版は学期ごとに自己評価できるページを教科書内に設けております。評価といった時点では指導者が活用することもできると思いますが、毎時間ごとの授業で評価する際には教員は困るのではないかと思います。

○教育長 また少し違った評価という視点だと思います。

それでは最後に、その他の観点から、あるいはさらにこれまでの観点からのご意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○薩田委員 教科書調査研究資料には役割演技などの類似体験的な表現活動の扱いというものについてまとめられているのですね。東京書籍や教育出版、日本文教出版は表現活動を扱った教材や記述も多いことが分かります。毎時間同じような学習の流れで内容項目だけに迫っていくのではなくて、多様な学習のあり方というのも中学生には楽しんでというか必要なことなのではないかなと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 教科書展示会のアンケートでは、多様な考えが尊重されるような教科書を選んでほしいというご意見がありました。生徒が内容項目、テーマについて自分のこととして考え議論することができる教科書を選ぶことができればよいと思います。その点、先程も申しましたが、学研は取り扱っている人物がとても豊富であり、多様な人物から内容項目について迫っていけるのではないのでしょうか。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 各社の目次に目をやりますと、かなり創意工夫が凝らされていると思います。最近の教科書は大変カラフルになっていると思います。内容項目で色分けする工夫があるほか、各学期に分けて学習できるようになっているなどの工夫があります。特に日本文教出版は、今日の教育委員会で取り上げたいいじめや国際理解などの観点が色別に分かりやすく示してあり、各教員も学級の実態に応じて使いやすいのではないかと考えております。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 各学校からの研究報告書には、光村図書は教材の内容をイメージしやすいように絵や写真が配置されているという意見や、説明内容を解説するための写真や図、グラフも配置されており、本文の理解に役立つように工夫されているとの意見もありました。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 光村図書なのですが、内容項目ごとに単元が配列されており、取り扱っている物語、

教材もバランスがよいと思います。しかしながら、文章量が多いことや実態に応じて単元を選択して授業を実施する必要があることから、若い教員が授業を上手に組み立てられるかということが心配でもあります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 各学校からの研究報告書では、日本文教出版は道徳ノートがあり、毎時間授業で活用できる手だてがありよい、特別な教科道徳の評価においては十分に発揮することが期待できるとの報告があり、学校の評価は高いことが分かります。

○教育長 ありがとうございます。

各学校からの研究報告書での意見も踏まえて今いろいろな視点からお話いただきました。そのほかありますでしょうか。

よろしいですか。いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。区の調査研究資料、それから今申し上げた各学校からの研究報告書、それから港区の選定資料やこれまでのご意見を踏まえて、特別の教科道徳の目標や特別の教科となった背景などを鑑みながら、港区の中学校の生徒にとってよりよい学びにつながる教科書を採択してまいりたいと思いますが、事務局から事務的な部分で何かありますか。

○教育指導課長 さまざまな観点でご議論いただきましてありがとうございます。事務局といたしましては、この8社の教科書全て検定を通っているものでございますので、先生方が港区の子どもにとってよりよいものであると判断いただければ、その教科書を選定いただければ結構でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、これまでのご意見を総合的に判断した上で各委員から採択する教科書についてご意見をお願いしたいと思います。

○小島委員 中学生にとって新聞やテレビなどで知っている著名人や、国語・歴史などの他教科で習った先人についての教材は入りやすく興味を持って勉強できるので学習効果が期待できます。先程私が述べた稀勢の里のようなことなのですが、この点、学研は先人の伝記や著名人の教材が断然多く、教科書として大変よいと思います。また、いじめや国際理解の観点に加え、防災教育や性差に関する視点にも学研ではバランスよく取り扱われています。さらに学研の編集方針を拝見しますと、肯定的、積極的なものの見方、考え方、感じ方で、心豊かに生きていく、こういうプラス思考と、未来に目標を定め、夢と希望を持って力強く歩み出すという未来志向、このプラス思考と未来志向を備えた生徒の育成を目指すという、この素晴らしい編集方針で教科書が編纂されています。私は以上述べたような色々な観点から学研が一番よいのではないかと考えております。

○教育長 ありがとうございます。

○田谷委員 本当にどの教科書も素晴らしい内容で、読みやすいし、読んでいてその内容に個人的に引かれるところが多々ございました。私は先程も述べましたように、今までの構成・内容等を踏まえて、別冊ノートがついており、生徒が道徳の授業で何について考えていけばよいのか分かりやすいという観点から、日本文教出版がよいのではないかと考えます。日本文教出版の教科書は、教

員が教科書と別冊ノートをうまく組み合わせて授業を行うことで、生徒が主体的に考え議論する授業となることが大いに期待できると思います。

○教育長 ありがとうございます。

それでは薩田委員お願いします。

○薩田委員 私は、読み物教材が充実している光村図書を、読んでいて道徳の教科書らしいというか、ほっとするものだったり心温まる物語が読み物としてはいいのですが、保護者の立場として、教科書と道徳ノートが分冊になっている日本文教出版がよいのではないかと思います。日本文教出版の道徳ノートは授業の流れに沿って内容が構成されているために、生徒がどんな考えを持ったか、保護者が持ち帰った別冊ノートで、一緒に見たりすることもきっとできると思うので、とてもよいのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。

○小島委員 今聞いておまして、分冊の道徳ノートがある日本文教出版がよいというご意見が複数の委員から出ているのですが、私はこれに対して若干疑問を持っております。といいますのは、授業は1時間の授業で、1時間といっても50分です。挨拶をしたり何なりすると実質正味45分ぐらいという時間内です。その中で、この1単元をまとめてやらなくてはいけない訳です。そうしますと1単元を、まず教材を読みこれを理解して自分の考えをまとめていく。その点について他の生徒と議論してさらに自分の考えを深めていくということをして、道徳的な価値を高めていくということになるのですが、今、分冊の道徳ノートを見ますと、各学年の道徳ノートの1ページの裏に道徳ノートの使い方というのが出ております。これを見ますと3学年全て各単元で①から⑤まで書く欄があるのですね。

まず①が「先生の言葉や気づいたことを自由にメモしよう」と。これをまず道徳ノートに書きます。その次に②として「自分で考えたことや友達の意見、話し合いの内容などメモしよう、図や絵などを使って工夫しよう」と書いてあり、今のことをメモする欄が二つの欄に分かれております。さらにこの③として「自分にプラスワン」という「授業で学んだことから、これからの自分について書いてみよう。また授業の感想などを書いてみよう」と書いてあり、それをまた書かなくてはいけません。そしてさらに「自分への振り返り」というのがあって、これはそんなに時間はかからないと思いますが、それでも「今日の授業の内容は印象に残ったか残らないか、友達の意見か何かで新しい発見があったかどうか、自分の考えを深めることができたかどうか、これから大切にしたいことが分かったかどうか」という風にいっぱいあるのです。これは、45分の授業でできますか。私は到底無理だと思います。

しかも3年間各単元で全く同じパターンでやる訳です。すると港区の中学生の道徳教育は1年から3年まで同じステレオタイプの、同じパターンで行われ、道徳的価値もみな統一されてしまうようで心配です。やはり道徳というのはそういうものではなく、一人ひとりが自分の良心に基づいてよく考えて、自分なりの考えをまとめて、自分のよりよい生活を、生き方を考える訳ですから、ステレオタイプのやり方でいいのかと私は思います。先生の使い勝手がいい、先生にとって便利だと

ということも一つの要素かもしれないけど、子どもたちにとってこれが果たしていいのかという観点から選ばなくてはいけないので、先生にとって便利だとか、区を統一して客観的な評価ができるとか、色々な選定研究委員会からの意見がありましたけれども、私は、そういう観点もあるかもしれないが、もっと子どもたちの道徳的な心情を高めるためから選ぶべきではないかと思うこと、さらにこの授業の内容が保護者も理解できて安心だというような、先生の立場でも保護者の立場でもいいと言うのですが、道徳というのは、自分の良心、自分の思っていることを正直に書き、自分で自分を高めていく訳です。それを中学生が親に見せるのか。おそらく見せないし見られたくないと思います。もし見せるのであれば、親が見て喜ぶようなことを書けばいいわけで、そんなことで道徳的価値が高まるのかと私は疑問に思います。

○教育長 確認をしますと、小島委員が学研、それから田谷委員、薩田委員が日本文教出版社ということで意見をいただきました。それを受けて日本文教出版社のお話を今、小島委員からしていただきました。お話の中でありましたとおり、田谷委員、薩田委員の方からも学校からの、いわゆる教科書選定に当たっての学校のご意見もあわせて上でお話いただきました。また、争点が道徳ノートになっていますが、必ずしもそれだけではなくて、今までのいろいろな観点とあわせて日本文教出版がよいという意見でしたが、小島委員の意見を聞いた上で、またほかの出版社に関してでもけっこうですが、いかがですか。

○小島委員 学研は本当に人物が豊富で、子どもたちが飛びつきやすい切り口がいいと思います。

○教育長 ほかにありますか。

○田谷委員 この別冊ノートの件になってしまいましたが、確かに書く項目が多いかなと思います。ただ、各授業で必ず振り返りという時間があります。それをこういう形で書くか、それともノートに書くかということの違いで、各先生方も必ずこれを全部埋めなくてもいいようなご指導をされたらよろしいのではないかと思います。学研の場合でも、例えば1年生でも見開き早々にマイプロフィールという欄がありまして、これも、好きな言葉、好きな歌、心に残った本、自慢できること、自信があること、約10項目近い質問がありますし、各単元の最後のところでも、例えば27ページなのですが、「深めよう」というところで、SNSのいじめについて考えるというところで、考えを整理しようとかいう欄がこの教科書の中に付されています。そういう意味では振り返りというのはどの教科書でも各授業でされることで、その時間が45分の中で行われることの心配もありますが、同じようなものではないかと思っております。

○小島委員 学研は上と下に余白があり、余白がいっぱいあるので、色々議論したり考えたり、思ったことを余白を使って短時間で自分の考えをまとめられる、そういういいところがあります。

○教育長 薩田委員も、今までのそれぞれの観点から、日本文教出版あるいはそのほかの出版社の意見もいただきましたけど、道徳ノートに限らず、それを総合してのご意見ということでよろしいですか。

○薩田委員 はい。確かに小島先生のおっしゃるとおり学研は、見ていて読んでいて楽しく生徒的にはとてもいいのかなと思うのですが、別冊ノート以外にも、この光村もいいと思っています。日

本文教出版の内容は、参考というのが時々入っていて、読んでいてすごくいいなと思うところがたくさん散りばめられていたり、絵と写真の配分か、ぱっと見て道德らしい教科書だと思いました。私は総合すると日本文教出版がいいと思います。以上です。

○教育長 ありがとうございます。

そうすると田谷委員、薩田委員は日本文教出版社がよろしいということでしょうか。

○田谷委員 はい。

○薩田委員 はい。

○教育長 それでは日本文教出版が2名、それから学研が1名でしたが、再び小島委員、委員間で異なる意見となっていることについていかがでしょうか。

○小島委員 各委員の意見が異なったということで、これはこれでやむをえないと思います。

○教育長 基本的には委員の中で決めていただくこととなります。委員の中で同数になった場合は、私の方でどちらにするかということとなります。

今日までに、各委員には8つの出版社で3学年ですから24冊を読んでいただきました。またそれぞれ特徴がある中で、非常に長い時間をかけて教科書内容を確認していただき、その特徴を今ここで発言していただいているということで、改めましてご苦勞に教育長として感謝申し上げます。

それでは、議案第41号「平成31年度区立中学校使用道德教科書の採択について」日本文教出版社が2名、学研が1名ということになりましたので、日本文教出版ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。

○小島委員 多数決には従います。

○教育長 平成31年度に中学校で使用する道德教科書については日本文教出版に決定することいたします。

それでは、議案第41号「平成31年度区立中学校使用道德教科書の採択について」は以上とさせていただきます。

3 平成31年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について

○教育長 それでは次に、議案第42号「平成31年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について」説明をお願いします。

○教育指導課長 議案第42号、資料ナンバー3になります。この特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきましては、毎年行っていただいております。これについて再度確認をさせていただきたいと存じます。

特別支援学級では小学校・中学校とも区立で採択されました教科書並びに文部科学省が著作をしております、いわゆるほし本と言われるもの、さらには市場で一般に売られておりますもの、いわ

ゆる一般図書と呼んでいますもの、どれを使用するかについては子どもの実態に応じて選ぶということでございます。また、普通の採択された教科書については中学校3年生や小学校3年生が1年生のものを使用する、いわゆる下学年のものを使用するというケースもございます。その中で一般に市販されているこの本について今日は採択をお願いするものでございます。これは、法律としましては義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定によりまして教育委員会が毎年採択するものです。今年度につきましては、小学校の設置校、いわゆる特別支援学級を置いております校長から全45冊について教科書、教科用図書として使用するのに適している、また、これらを使いたい、使わせたいと思っている子どもたちがいるということで調査結果がありました。また、これらの内容につきましては教育委員会事務局の指導主事も含めて、内容に問題がないかを点検してございます。ぜひこれらについての採択についてよろしく願いをいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問・ご意見を申し上げます。

○小島委員 質問ではないのですが、特別学級の個々の生徒の現状は現場の先生方が一番良く分かっている訳ですから、その現場の先生方と校長先生が推薦してきた図書ですので、これはこれで承認してよろしいのではないのでしょうか。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第42号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第42号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 平成31年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について

○教育長 次に、議案第43号「平成31年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について」説明をお願いします。

○教育指導課長 議案第43号ということで資料ナンバー4になります。採択につきましては先程と同様となります。今回、中学校の特別支援学級設置校から提案されております一般図書につきましては、3冊が使用したいということで意見が上がってございます。これらの採択につきましてご審議をよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しましてご質問・ご意見を申し上げます。

○小島委員 これも小学校の場合と同様に、現場の事情、生徒をよく分かっている先生並びに校長先生からの推薦ですので、このまま承認するのがいいのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第43号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第43号については原案どおり可決することに決定いたしました。

審議事項は終了しました。

協議事項、それから報告事項がありますが、議事の運営上、ここで委員会を休憩させていただき、再開は午後1時といたします。よろしくお願いいたします。

(休憩)

日程第2 協議事項

1 港区立愛宕弓道場の廃止について

○教育長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

日程第2、協議事項に入ります。議案第38号「港区立愛宕弓道場の廃止について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「港区立愛宕弓道場の廃止について」ですが、愛宕弓道場につきましては、URが所有する土地を一時的に貸借し、運営していましたが、土地の一時使用貸借期間の満了に伴いまして、平成31年1月31日に廃止いたします。施設の概要につきましては、資料のとおりです。

愛宕弓道場の設置期間につきましては、平成25年12月1日から運営しておりましたが、この貸借期間の終了に伴いまして、弓道場として運営するのは来年1月31日までとなります。

今後のスケジュールですが、8月20日、庁議での審議を初めてとして議会での報告。来年1月31日に運営を終了いたしまして、31年2月から解体作業を開始し、3月までに解体を終了いたします。30年9月、来月予定しておりますけれども、愛宕の利用者を初めとして港区弓道連盟全体への説明会を行う予定です。

なお、この愛宕弓道場の廃止に伴いまして、新たな弓道場施設ということになるのですが、現在のところ、まだ見つけられていない状況です。引き続き新たな弓道場の施設の最適地の確保に努めてまいります。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問・ご意見をお願いしたいと思います。

○薩田委員 今までこの愛宕弓道場を使っていた方に対しての働きかけというか、説明はどんな感じで進められるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 URから7月13日に正式に、次回更新しませんとの返答が来まして、今後、議会等への説明も必要となってくるのですが、体育協会や弓道連盟の会長へは、内々にご説明はしています。今月から来月にかけて、弓道連盟全体の方へのご説明をするとともに、実際愛宕弓道場が廃止になると、愛宕を使っていた方たちは、一時的にであっても、スポーツセンターの弓道場の利用をお願いすることになりますので、そのあたりも踏まえてご意見を色々聴取したいと思います。

○薩田委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 現在ここを利用されている方は何団体、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 現在、愛宕弓道場を使っている方たちは、29年度の利用実績でいうと、全体で4,925人ということです。個人利用につきましては1,867人。それとは別に団体利用としては35件ありまして、団体利用の中では476人。それとは別に定期練習会というのも行われておりまして、そこでは2,582人ということで、29年度の実績としましては、全体で4,925人ということになっています。

○田谷委員 そうすると、この方たちの練習する場所が当面なくなってしまう。今代替地を探されているということだったのですが、とりあえず、この1月31日以降は、どこか練習する場所はあるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 現在、区内で弓道場を造っている施設というのが、東京海洋大学や芝離宮公園なのですが、それについては従前から弓道連盟の会長の方には、この愛宕が使えなくなった後の練習場所にということで打診はしております。とはいえ、夜間使えるのかどうなのかということの色々条件が合わなければ使えないということにはなるので、スポーツセンターを初めとしてスポーツセンターにかわる練習場所というのも引き続き検討しているところです。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの案件は以上とさせていただきます。

2 生活保護基準見直しに伴う就学援助制度に生じる影響の対応について

○教育長 次に、「生活保護基準見直しに伴う就学援助制度に生じる影響の対応について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議資料のナンバー2をご覧ください。一番上、囲みの部分でございます。平成30年10月1日から適用される生活保護基準の見直しに伴いまして、現行の生活保護基準額が減額されます。生活保護基準に一定の係数を乗じて算出しております就学援助基準につきましては、平成30年度中は引き続き現行の就学援助基準を維持し、影響が出ないよう対応いたします。

1の(1)の部分でございます。就学援助制度に生じる影響についてです。生活保護基準につきましては、国の社会保障審議会生活保護基準部会というところにおいて議論されまして、5年に1度見直しが行われます。このたび、平成30年10月1日から適用される生活保護基準の見直しに伴いまして、現行の生活保護基準額が減額されます。

また、今年度の見直し以降、平成31年10月、平成32年10月の3カ年をかけて段階的に見直しを進める見込みとしております。区では、準要保護者の認定の際に、世帯の所得金額と教育委員会が定める就学援助基準を比較の上、審査してございます。この就学援助基準につきましては、生活保護基準に一定の係数、一般的に1.2倍、また3人以上の子どもがいる世帯については1.

3.1倍を乗じて算出していることから、平成30年10月1日の生活保護基準の見直しに伴いまして、影響が生じることとなります。

1の(2)、国の対応です。平成30年6月25日付、文部科学省の方の通知では、今回の生活保護基準の見直しに伴いまして、平成30年度につきまして、できる限り影響が及ばないように対応すること。それから、生活保護基準見直し以前の水準で制度を運用できるように、従前から要保護者として就学援助を受けていた者については、国庫補助の対象とすること。それと、準要保護者への就学援助等についても、国の取り組みの趣旨を把握した上で適切に対応するということが通知されてございます。

お手元に配布してございます参考資料の方を見ていただければと思います。文部科学省初等中等教育局長からの通知です。生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響について(通知)となっております。

先程申し上げました生活保護基準の見直しに伴い直接影響を受ける国の制度については、生活保護基準が減額となる場合に、できる限りその影響が及ばないように対応すること。

それからその2行下ですね、従来より要保護者として就学援助を受けていた者等については、平成30年度においても引き続き、国による補助の対象とする。

その1行下です。準要保護者に対する就学援助についても、趣旨をご理解いただき、適切にご判断、ご対応いただくよう域内の市町村に対しご周知願います。この3点について通知がなされているところでございます。

本文中の資料に戻りまして、1の(3)のところですか。これまでの区の対応です。区では、前回の平成25年8月1日の生活保護基準見直し以降、平成30年度まで、平成25年4月1日の生活保護基準を維持し、就学援助基準を設定しているものでございます。

別紙をご覧ください。別紙「就学援助基準における生活保護基準見直し対応イメージ図」でございます。これで言いますと、下の青い部分が国の生活保護基準引き下げの推移を示しております。左からいきますと、平成25年8月1日。このときに初めて引き下げられまして、次に平成26年4月1日、平成27年4月1日も引き下げられているということでございます。

一方、上の黄色の部分ですけれども、本来の就学援助引き下げの推移でございます。生活保護基準の1.2倍ですので、生活保護に合わせて同じような階段状に下げている、それをあらわしてございます。黄色い部分が準要保護者の方を示しております。一番上の緑の部分が、港区の就学援助の対応でございます。平成30年3月31日までは、平成25年4月1日の基準を継続して使っております。

30年度、網かけの部分ですが、30年10月1日以降も生活保護基準の引き下げの影響が及ばないように対応してまいります。このうち、吹き出しの部分、右側の囲みの部分ですけれども、平成25年4月1日生活保護基準と平成30年4月1日生活保護基準を比較し、より高い設定となる方の基準を適用しますとしてございます。

この部分につきましては、例えば、世帯の人数、家族構成、年齢によって異なってくるのですが、

モデルケースでいいますと、世帯人数が2人、お母さんが30歳、お子さんが小学校1年生、6歳の場合を想定しますと、平成25年4月の基準を適用した場合、294万8,190円という金額になります。これが平成30年4月の場合ですと290万4,966円。どちらか高い方が現行基準額という形になりますので、平成25年4月、高い方である294万8,190円の方を適用いたします。そういった意味で、この囲みの部分は記入しているものでございます。

本文中に戻っていただけますでしょうか。2ページ目になります。平成30年10月1日以降の区の対応のところです。就学援助基準を同一年度内に変更することにつきましては、年度途中から再審査を行いまして、非認定となった場合、支給をとめることとなります。このことから、平成30年中につきましては、今回の見直しの影響が生じないように、引き続き平成25年4月1日の生活保護基準をもとにした現行の就学援助基準を適用し、援助を実施いたします。平成31年度以降は、今後、見直しに伴う影響、それから国、文部科学省からの通知、他区の動向を踏まえまして、平成31年2月頃になりますが、改めて就学援助基準を決定するものでございます。

3、今後のスケジュールです。平成30年8月20日、庁議で審議を予定してございます。8月21日、教育委員会の審議において決定し、9月5日、区民文教常任委員会において報告する予定でございます。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問・ご意見をお願いします。

協議資料の1の(2)の①から③ですが、これは、平成30年6月25日付の文部科学省の局長通知において表現されていることだと思いますが、参考資料の局長通知30文科初第516号を見ると、ここまで記載されていないようですが、そのまま抜すしているのですか。

○学務課長 今ご指摘の点ですけれども、今回の資料で記入させていただいた部分につきましては、表現について、正確に記入するように修正させていただきます。

○教育長 その部分は正しく表現しないとおかしいことになってしまうので、国の対応と書いてありますのでそこから引用してください。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この件については以上とさせていただきます。

3 港区立郷土歴史館に係る執行体制について

○教育長 次に、「港区立郷土歴史館に係る執行体制について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは、「港区立郷土歴史館に係る執行体制について」でございます。協議資料のナンバー3をご覧ください。協議内容でございますが、港区立郷土歴史館の開設に向け、執行体制を整備しますということで、実施予定時期につきましては、開館をします平成30年11月1日を考えてございます。

2番目の執行体制の整備ということで、歴史館は学芸業務を教育委員会が直営で行い、その他の業務を指定管理が行うということで、特殊性のある施設であることから、両者を一体的に運営する

ためには、連絡・調整や意思決定を担う管理職が必要ですよということから始まってございます。

また、歴史館は、「がん緩和ケア支援センター」や「子育てひろば」などが設置されている複合施設の中にありまして、その文化的価値のある建物の魅力を高めるイベントやさまざまな取り組みを施設全体で行っていく必要があるということ。また、歴史館自体は1万3,000平米の規模を有しまして、また重要文化財の公開も可能な設備であったり、整備を行っているという状況になってございます。

重要文化財の公開に当たりましては、「文化財保護法」や「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要綱」に基づきまして手続を行う必要があります。その際には、その展示に当たりましては、施設長自体が、そういった展示の環境であったり、その責任についても全て担うことと規定をされております。

そういったところから、郷土歴史館の規模や管理運営、重要文化財の展示、複合施設としての施設内での全体調整などを行う必要があることから館長を配置すると。また、館長としての責任や役割を考慮しまして、歴史館の設置者である区の課長級職員を館長としたいと考えてございます。

次に組織編成でございますが、従前が左側になっておりまして、右側が今回新しく考えている施設の組織編成になってございます。図書文化財課とみなと図書館の関係は変わらずございまして、それに郷土歴史館という新しい処務規程を設けまして、そこに文化財係を、図書文化財課と郷土歴史館両方に兼務をさせて、図書文化財課の文化財係を郷土歴史館の文化財係に充てるということで、充て職で考えているところでございます。

(2) 人員でございますが、新設する組織に専任職員は配置をせずに、郷土歴史館長には図書文化財課長の職にある者を、郷土歴史館の文化財係の係長には図書文化財課の文化財係長の職にある者を充てるということになってございます。

分掌事務でございますが、こちらは歴史の整備をしたいと考えてございます。案でございますけれども、港区立郷土歴史館処務規程というものを新たに定めたいと考えてございます。

今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございますけれども、こちらの処務規程の施行につきましては、平成30年11月1日を考えてございます。

説明は以上です。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご質問・ご意見をお願いします。

2ページ目の(1)の組織編成ですが、現行は庶務係、利用者支援係、文化財係、学校支援担当とあり、郷土歴史館が設置された場合に、学校支援担当と文化財担当は、順番は変わるのですか。

○**図書文化財課長** このたび組織規程を図書文化財課の中で変える際に、順番を変えた方が分かりやすいだろうということで、今調整をしておるところです。

○**教育長** みなと図書館については、みなと図書館庶務係、みなと図書館利用者支援係、みなと図書館学校支援担当がある訳ですが、同様に、図書文化財課庶務係云々とある訳ですか。

○**図書文化財課長** はい、あります。

○**教育長** 充て職という意味、ある者を充てますという意味を組織上の概念として説明してもらえ

ますか。

○**図書文化財課長** 「充て職」というのは、命令をされ、その職につくよといった場合、自動的に、例えば図書館長がついてくる、もしくはこの郷土歴史館の館長がついてくるということで、自動的についてくるものがそれです。

似たような形では「兼務」というのがあるのですが、兼務というのは、その一つの図書文化財課長に任命をされたからといって、それが自動的についてくるものではなく、別途発令があって兼務をするという形で、それは違う効力が発生します。例えば兼務の場合は兼職とかそちらの方にも関係し、法律的にも違う解釈がされております。今回の場合は、充て職が適任、適切であろうということで、我々の方で検討が進んでいるところでございます。

○**教育長** 職務を行う上で、あるいは責任という意味で、充て職と兼務の違いはどういうことですか。

○**図書文化財課長** 大きな違いとしては、兼務の場合は、新たに任命権者がいて、兼務の命令を出します。その職の長が欠けたとかいう場合に、臨時的に兼務をさせるというのが本来の兼務のあり方です。充て職の場合は、そもそも自動的にその職がついてきて、その責任も充て職の場合は自動的に付随してくると理解、整理がされていると考えてございます。

○**教育長** 兼務にせずにあえて充て職にした意味はどこにあるのですか。

○**図書文化財課長** 兼務の場合は、そもそもその郷土歴史館の館長が欠けた場合に、臨時的に兼務をかけることになります。

○**教育長** 通常、区の組織において、欠けた場合ではなくても、新設ポストに兼務をかけている場合があります。それと今の話は違うのですか。

○**図書文化財課長** 今回調べた上では、基本的な考え方として、欠けたところに臨時的に置く者、もしくは臨時的な組織に対して兼務をかけるということが本来の兼務のあり方だと解釈がされています。

○**教育長** いわゆる組織担当と、それから職員を配置する人事担当と、その辺を明確にしておかないと、現実には違うわけですから、そこは整理した上で、これから組合提案とか、常任委員会へ報告するわけですから明確に、説明できるようにしておいてください。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この案件については以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 平成31年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について

○**教育長** 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。「平成31年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」説明をお願いします。

○**教育長室長** それでは、「平成31年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」ご説明させていただきます。

平成31年度予算編成につきましては、資料のとおり方針が定められておまして、7月24日付で副区長から依命通達がございました。予算編成方針では、区を取り巻く環境といたしまして、国において働き方改革関連法案の成立や、平成31年10月からの消費税率10%の引き上げ、またその財源を活用して幼児教育無償化などの取り組みについて記載し、また、東京都では受動喫煙対策の強化や2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と未来に向けたさまざまな取り組みが加速していることが記載されてございます。

なお、6月に大阪北部で発生いたしました地震によるブロック塀の倒壊や交通網への影響など、都市災害における多くの課題や、また甚大な被害をもたらしました西日本豪雨災害では、社会全体に大きな不安が広がったことなどを受けまして、区はこうした環境の変化を的確に捉えて、誰もが安全・安心に暮らし続けられるよう、将来課題を先取りした迅速な対応が必要であるとしてございます。

次に財政の見通しでございますが、全国的に人口が減少している中で、港区の各世代の人口は増加傾向にございます。平成39年には30万人を突破する見通しとなっております。特別区民税も増収となっており、歳入につきましては、今後も安定的に推移する見込みでございます。しかしながらふるさと納税制度等によりまして、平成31年度は50億円を超える減収になる見込みとなっております。歳出については、人口増に伴う多様な行政需要の増加、施設の整備費、震災復興基金の積み立て、東京2020大会の準備などを見込んでおります。

予算編成における重点施策では、「港区安全の日」を踏まえまして、区有施設の安全管理対策、それから教育環境の整備、職員の働き方改革、特別支援教育の充実、障害者スポーツの振興などを挙げております。

教育関係予算におきましても、一人ひとりに向き合い、寄り添い、支え合う、安全・安心できる港区を目指す予算の実現に向けて、港区基本計画を初めとした教育行政の五つの個別計画を計上する事業に確実に実施できるよう予算編成を行ってまいります。

なお、平成31年度予算編成におきましては、より透明性の高い区政運営を実現し、全ての事業において要求段階から区民への説明責任を果たすとともに、区民に区政への理解、関心を深めていただくため、当初予算から編成過程を公開してまいります。

今後の予定につきましては、8月下旬が一次経費の提出、9月下旬には新規事業等の二次経費の提出を行いまして、11月には予算要求額を公開いたします。1月下旬には当初予算案を決定いたしまして、2月下旬に予算要求額、当初予算案の公開を予定してございます。教育委員の皆様に対しましても、適宜、今後情報提供をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対しましてご質問をお願いいたします。

○**小島委員** 予算編成方針のⅡの「財政の見通しと予算編成の目標」のところで、ふるさと納税制度や地方消費税の清算基準見直しにより、平成31年度においては50億円を超える減収となる見込みとあります。これは、ふるさと納税制度と地方消費税の清算基準見直し、両方合わせて50億

円の減収ということでしょうか。

○教育長室長 こちらは両方合わせての減収と見込んでいるところです。

○小島委員 それぞれいくらぐらいか、分かりますか。ふるさと納税がじわりじわりときいてきたような気がしますが、何か歯どめをかけるための議論はあるのですか。私のところに、北海道の名産を高知県の室戸岬のほんの小さな町から送られてきたことがありました。ミスで、送った人の名前が入っておらず気持ち悪いと思っておりましたら、ふるさと納税の関係で、北海道の人が全く縁のない高知県室戸岬に依頼して名産を送っていたわけです。何か歯どめをかけないと、おかしい話になってしまいますね。

○教育長室長 この金額の内訳に関しては、財政の方に確認し、後程回答をさせていただきます。港区として、このふるさと納税への対策につきましては、港区版のふるさと納税制度というものを設置いたしました。一つには、台場のお水をきれいにする。それから、港区マラソンに関しての寄附金をとということ。あと、運河のライトアップですね。芝浦の運河のライトアップというこの三つに絞りまして、今、設定をしております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。では後程、内訳については、ご報告していただきたいと思えます。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 平成30年度第2回採用港区奨学生（高等学校等）の選考結果について

○教育長 次に、「平成30年度第2回採用港区奨学生（高等学校等）の選考結果について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、「平成30年度第2回採用港区奨学生（高等学校等）の選考結果について」ご説明させていただきます。今回の奨学生は、高等学校等に進学している方を対象に、平成30年5月16日から6月15日までの1カ月間を募集期間といたしまして募集をいたしました。

周知は「広報みなと」や港区ホームページへの掲載、ポスターや学校への募集案内の送付などにより行っております。

次に応募状況でございます。応募者は私立高校在学中の1年生、3名の方から応募がございました。応募者につきましては、所得状況等を確認したところ、3名とも基準内でありましたので、本年の7月6日に開催いたしました港区奨学資金運営協議会において、奨学生としてご決定いただきました。

決定者に対しましては既に結果をお知らせするとともに、必要な手続を行い、奨学資金の貸し付けを4月にさかのぼりまして開始いたしております。

なお、項番6の実績表は過去3年間の応募状況を記載してございます。

簡単でございますが、説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問をお願いします。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における区有施設の公式練習会場としての提供について

○教育長 次に、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における区有施設の公式練習会場としての提供について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 報告資料ナンバー3をご覧ください。「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における区有施設の公式練習会場としての提供について」ご報告いたします。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、国際競技団体と協議した結果、港区スポーツセンターをハンドボール及びウィルチェアーラグビーの公式練習会場として使用することが決定しました。平成30年8月1日にこのことについて覚書を締結いたしました。これに伴う組織委員会の会場使用料の免除と指定管理者の利用料金を補填することを決定いたします。

経緯ですけれども、平成28年2月に東京都オリンピック・パラリンピック準備局の方から、特別区長会総会において、公式練習会場の候補施設の選定についての協力依頼がありました。これを受けまして、平成29年9月、港区としては、組織委員会に対しまして公式練習会場の候補地として登録に協力する旨の回答をいたしました。

2番は、公式練習会場として使用される競技ということで、オリンピック競技がハンドボール、パラリンピック競技がウィルチェアーラグビーです。

3番の使用する範囲につきましては、港区スポーツセンターの5階、6階を公式練習会場として提供いたします。したがって、トレーニングジムや武道場、プールにつきましては、通常の利用ができることとなります。

4番、使用する期間です。記載のとおりなのですが、オリンピックからパラリンピックへ移行する期間の8月10日から17日までの間も使用ができないこととなっております。

次のページをご覧ください。(2)の仮設工事期間等ですが、公式練習会場の期間の前後を含めた期間とし、詳細については、別途調整します。なお、仮設工事費用につきましては、全て組織委員会の負担となります。

5番、会場使用料及び維持管理費等の扱いについてですが、(1)の①から③が、東京都から各区に対して要望事項になっております。内容は組織委員会が使用する期間の使用料は無償とすること。期間中の維持管理費等については各区で負担すること。飲食店等があった場合には、契約変更等による補償が生じないようにすることでした。

(2)の区に対応につきましては、このことを受けまして、区としては会場使用料を免除することといたします。あと利用料金相当分についての補償ですが、現段階では過去3年間の利用実績を参考に算出して、指定管理料を管理者へ支払うことといたします。

見積もりといたしましては、今の時点で仮に過去3年間の見積もりをしますと、886万円が、利用料金相当分ということになります。これを2020年の時点で、過去3年間の利用実績をもとに算出する予定でいます。

飲食店につきましては、5階、6階には飲食店はないのですが、同じ建物の1階部分にコンビニエンスストアやレストランがありますので、情報提供を行ってまいります。

6番の区民・施設利用者への周知等につきましては、覚書の締結を受けまして、既に港区のホームページにも載っておりますが、区民に対して広く周知していくとともに、港区のスポーツセンター利用者に対しましても、一定期間利用制限を伴うこととなりますので、今後、代替の施設等につきましても、あわせて検討を行ってまいります。

今後の流れですが、使用施設の詳細を規定した会場使用協定については、平成31年4月頃までに組織委員会と締結する予定になっております。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問をお願いいたします。

3枚目の右上に「総会日程第2」、「東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等について【資料（抜粋）】」と書いてありますが、これは、6月15日の区長会総会における資料ですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 6月15日、特別区長会総会で配布された資料になります。

○教育長 報告資料No.3裏面の項番「5」の（1）「東京都と組織委員会からの依頼について」で、特別区長会総会において、言うならば東京都オリンピック・パラリンピック準備局と組織委員会からこういった依頼があったということですが、東京都のオリパラ準備局と組織委員会の役割、あるいは分掌事務は分かりますか。

例えば協定や覚書は、組織委員会とだけ結んでいます。直接この報告にかかわることではないのですが、二つの組織が並行して準備作業を進めており、区民も分かりづらいと思うのです。

○生涯学習スポーツ振興課長 一言では言い切れないのですが、組織委員会につきましては、港区や東京都の職員だけではなく、色々な団体から派遣されている方たちが集まっている団体です。準備局については東京都の組織となっております。

○教育長 オリンピック・パラリンピック開催にあたってそれぞれの役割にについて、別の機会が良いので情報提供をしてください。

それから、組織委員会から、公式練習会場の発表があったのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 組織委員会としては、公式練習会場については、基本的に非公開という位置づけから、発表はしていません。東京都からの発表はしております。

○教育長 東京都とは、準備局ですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 準備局からの発表なのかはわかりませんが、8月1日に東京都としてのプレスは行ったということです。

○教育長 組織委員会は発表しないのに、東京都は発表したということですが、その内容で、区としては発表できるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 港区もそうなのですが、基本的に公式練習会場として決定したところは、8月1日時点で各区が発表しております。8月1日時点で分かっている区は港区を含めて5

区、目黒区、品川区、江戸川区、文京区、港区です。

目黒区につきましてはテコンドー会場。現在改修中の体育館をテコンドー会場として、オリンピック・パラリンピック競技両方で使うことになっています。江戸川区につきましては、陸上競技を公式練習会場として使います。文京区は、区としてはプレス発表していないのですが、ハンドボール競技として公式練習会場を提供するという情報を得ております。品川区につきましても、ハンドボール競技を公式練習会場として提供するというのを、品川区の方もプレス発表しております。

○教育長 それは区立の施設ですね。そうすると、東京都が発表したのはそれ以外にもあるということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 そうです。東京都からの発表は、現在、情報は得ておりません。東京都が発表したのは、今、申し上げた区として、ここが決まったということを発表したということで、東京都の施設についてどこをどう使うということを発表したかどうかは確認できていません。

○教育長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 組織委員会が一切発表しないというのは、やはりテロ対策とか安全上の理由で、組織委員会がどこが公式練習会場になったとか、そういうのを発表しないということなのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 覚書を締結する前に、組織委員会の方から改めてご説明いただきまして、こちら「組織委員会としてプレス発表はしないのか」と確認したところ、やはり今、小島委員がおっしゃっていたような、公式練習会場のあり方として、練習風景が原則非公開ということから、組織委員会の立場としては、発表はできないというようなご説明がありました。ただし、区として、発表する分には構わないということでした。

○小島委員 テロ対策の安全対策というのには何かおかしいですね。

○教育長 施設を持っている区は、区の責任として区民に説明しなければいけないという立場から、発表せざるを得ないということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 実は、こちら側が8月1日に向けて発表するという1週間ぐらい前に、東京都の方から同様の連絡をいただきまして、都としても、本来であれば組織委員会側から発表すべきだと思っているというご説明はありました。ただ、組織委員会としては発表しないということを決めているので、東京都としても、本当であれば区だけではなく、組織委員会として発表してもらいたいという考えではあるのですが、というお話は同時にいただいております。

○教育長 分かりました。同じ疑問を東京都も持っているということですね。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 学校給食調理業務委託について

○教育長 次に、「学校給食調理業務委託について」説明をお願いします。

○学務課長 平成31年度から、港区立青南小学校及びお台場学園港陽小学校・中学校の給食調理業務委託を開始いたします。

資料の1をご覧ください。学校給食調理業務委託の経緯についてです。学校給食の安全の確保や、食の教育の充実を図ることを基本としながら、調理業務をより効果的、効率的に運営するため、直営の調理職員の退職等の状況を踏まえ、平成16年度から順次委託業務を開始しております。平成31年度から青南小学校、お台場学園港陽小学校・中学校で委託を開始し、全ての小中学校の給食調理業務が委託となる予定です。

2の委託業務の範囲についてです。学校給食の流れと委託の範囲について図式化しているものでございます。まず、献立の作成ですけれども、各学校の栄養士が毎月の献立を作成し、食材を発注いたします。この丸の部分が委託の範囲となります。委託事業者の調理員が食材の検査及び保存のための採取を行いまして、品質、安全性を確認し、学校の栄養士、学校長に報告をいたします。栄養士が立てた献立に基づきまして委託の調理員が調理を行います。学校の栄養士が、作業が指示どおり行われているかどうかのチェックを行った上で、学校長等が、児童生徒に提供する前に実際に1食分を食べてチェックをいたします。運搬のところですが、委託事業者の調理員が学校の指定場所へ運搬を行います。給食時間の中で、教員、栄養士等が連携して給食指導を行います。委託事業者の調理員が食器具などの回収、洗浄、消毒、清掃、残菜処理等を行うものでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、3の委託に当たっての留意点のところですが、まず1点目、学校単位の委託としまして、「自校方式」を維持してまいります。2点目、優秀な業者を確保するために、委託事業者につきましては、競争入札ではなくて、公募によるプロポーザル方式により選定を行います。3点目、直営の調理職員等により、安全で質の高い学校給食を提供してきた実績について、委託実施後においても継続するために、教職員、保護者及び委託事業者等で構成する学校給食運営協議会を設置するものでございます。

説明は以上です。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご質問をお願いします。

○**薩田委員** 平成16年に赤坂中学校から始まっているのですが、最初に中学校が多く、その後小学校に続いている訳ですが、始まった順番や経緯について教えてください。

○**学務課長** 冒頭でご説明させていただきました、直営の調理職員の退職等の状況がまずございます。それに加えて、各学校に配置されております学校栄養士の経験の差というのを考慮しております。学校給食につきましては、学校栄養士と調理員が毎日打ち合わせ等を行いまして密接な関係にあるということから、学校栄養士について、学校給食の経験が少ない場合、調理業務を委託することについて給食の業務全般に影響が大きいと、委託の時期について先に延ばすということもございます。以上、2点の理由が挙げられるかと考えてございます。

○**薩田委員** 分かりました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**小島委員** 学校給食というのは非常に大事で、食育も絡み学務課にとっても非常に大事なことな訳ですが、本当に長い時間をかけて全小中学校で委託業務ができるようになり、これで一安心なのですが、幼稚園で学校給食をするという考えや要望とか、何か検討したことはあるのでしょうか。

○学務課長 今のところ検討してございません。幼稚園の場合は、9時から始まって2時には終わるという仕組みをとっておりまして、その中で、実際に物理的に調理室を設けられないということもありますし、実際に保護者からのニーズについても、情報として私どもに入ってきているものはございません。

○小島委員 幼稚園の保護者は、幼稚園で給食があった方がいいと思いますか、それとも保護者の間でお話はなかったでしょうか。

○薩田委員 お弁当はもちろんいいですけども、給食を出していただけるのであれば、みんなで同じお昼ご飯を食べるといふ楽しみがあつていいかなと思いますし、ありがたいかなとは思いますが。

○小島委員 保護者から全然声がない訳ではないですよ。

○薩田委員 ない訳ではないと思います。

○教育指導課長 薩田委員のおっしゃるとおり、同じものを食べるというのは幼稚園の中でも、定期的にカレーをつくるとか、親御さんと一緒に何か調理をするという場面は設定しています。ただ、小さなお子さんたちですので、アレルギーがあるお子さんもいたりとか、それぞれ食べられる量が違ふとか、まだ好き嫌いがあつて、その指導に関して難しいとか。また、幼稚園の場といふのは、親御さん自身も子どもをどう育てるかといふ学びの場であつて、福祉的な、保育所とは違ふ意味合いがあるので、そこについては親御さんたちも子どもに、お弁当をつくつて渡すといふこと自体に価値を見出しているところもございまして、必要以上に親御さんも給食にしてくださいといふお声はありません。そういうことが実態でございまして。

○小島委員 保育園の中で給食をやっているところは。

○教育指導課長 保育園は全て給食調理がないと、保育所として認可されませんので。

○小島委員 そうなのですか。では幼稚園もやればできるのですね。

○教育指導課長 幼稚園は、施設的に調理室等の規定がないので、準備されておられません。相当数の面積を必要としますので、今から施設を改築したら、教室を一つ潰さなければいけなくなつてしまふ。

○小島委員 それも大変ですね。そういう議論がない訳がないだろうと思つて、お聞きしました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 図書館システム用サーバー等の購入について

○教育長 次に、「図書館システム用サーバー等の購入について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは、本日付教育委員会報告資料ナンバー5をご覧くださいと思ひます。図書館システム用サーバー等の購入です。

報告内容といたしましては、平成23年度に導入しました図書館システム用サーバー等の保守サポートが終了したことにより、障害発生時の保守が不可能となるため、当該機器を購入いたします。

購入物品でございますが、サーバーが6台、ストレージ、これはハードディスクとさせていただければいいですけれども、記録装置が1台、ファイアウォール、こちらはセキュリティ対策用の機器でございますが2台、スイッチが3台、ルーターが4台で、スイッチとルーターは通信機器でございます。

その他でございますが、購入に関する議案については、平成30年第3回定例会に提出する予定でございます。

また、先日見積もり、開札の日時が8月2日にございまして、事業者が1社決定をしているところでございます。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対しましてご質問をお願いします。

○小島委員 これは購入の代金はいくらですか。

○図書文化財課長 今回の入札の結果で、3,495万円ということになってございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 港区立郷土歴史館セキュリティゲートの購入について

○教育長 次に、「港区立郷土歴史館セキュリティゲートの購入について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは、本日付教育委員会報告資料ナンバー6をご覧ください。報告内容といたしましては、平成30年11月に開館する港区立郷土歴史館の常設展示室、特別展示室の観覧者の入室管理を行うため、セキュリティゲートを購入するものでございます。

こちらは、今年の第2回定例会におきまして、入館をする際に一部有料の部分の設けることが決定いたしました。これに基づきまして、セキュリティゲートを購入するものでございます。購入する物品につきましては、セキュリティゲート3台でございます。

設置箇所につきましては、参考資料の1ページ目でございますが、赤く色づけされているところに入り口がありまして、そこにセキュリティゲートが設置をされる予定で、2階と3階と、裏面に行きまして4階の同じような場所になってございます。

最後に、4階平面図の下にセキュリティゲートのイメージが描いてございまして、これは、駅の改札のイメージと大体似ておりまして、有料の観覧をする方には、お金をお払いいただいたときにチケットとしてQRコード付きのチケットをお渡しいたしまして、このチケットをかざすことによって、ゲートがあく。出る場合もゲートがあいて出ることができるという形になってございます。

同様に、購入に関する理由につきましては、平成30年第3回定例会に提出の予定でございます。こちらの購入につきましては、7月24日に開札が行われまして、購入金額は税抜きでございますが、2,548万円8,000円でございます。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問をお願いします。

○小島委員 セキュリティカードを設置するのが、有料の場所に入るところということですが、カードというのは、言ってみれば入場券みたいなものになるのですか。1回使い捨てという1日終わったらそれでおしまい、また明日使えるという訳ではないのですか。

○図書文化財課長 こちらは、1階のメイン入り口のところで購入をしていただきまして、当日有効のチケットをお渡しする予定でございます。その際、入る際と出る際に使えるような形になってございます。

○小島委員 普通の入場券のちょっと電子化されたようなものと考えればいいですか。

○図書文化財課長 本当にチケットを購入するようなイメージで、そこにQRコードが印刷されています。ただ、チケットを購入のときにチケットをお渡しして、その購入されたチケットにはある柄が描いてあって、それは当日しか有効ではない柄が描いてあります。そうすることによって出入りができるようになるといった仕組みになってございます。紙に印刷をするチケットと同じでございます。

○教育長 今の質問に関連して、1日ということは、何回でも出たり入ったりできるのですか。

○図書文化財課長 実はこれ2階、3階、4階で、2階に入っては出て、また上に上がっていただいて出て入るとか、それで4階に上がってまた出て入るということで、また観覧中にはトイレが中にはございませんので、またトイレ等に出る、退室する際にもそちらのチケットが必要になってきますので、当日については有効という形で考えてございます。

○教育長 参考資料の2階平面図でミュージアムショップの隣の隣の「展示室」ですが、この場所にも展示をするのですか。それから突き当たりの場所も展示をするのですか。それは常設展示でもなければ特別展示でもないのでしょうか。

○図書文化財課長 そこは無料の部分になりまして、2階の部分ですと、コミュニケーションルームといいまして、学芸員と来館者が触れ合う場所であったり、あと右下の3階の部分ですと、こちらは構造を見ていただく、建物自体を見ていただく部分ということで、基本的には無料で見ていただく部分になってございます。

○教育長 2階の右側の一番下の方に展示室という広いスペースがありますが、これもそういう内容ですか。

○図書文化財課長 こちらにつきましては、コミュニケーションルームでございます。

○教育長 そうすると、部屋の名称として、展示室という表現はおかしくないですか。

例えば、セキュリティゲート内、有料の場所は特別展示室で、常設展示室は無料だったらわかりますが、常設展示室、特別展示室、両方ともゲート内ですよ。

○図書文化財課長 こちらは建築をする際の室名のまま出しておりまして、新しく室名をきちんとコミュニケーションルームであったり、何々室と分かりやすい形で整理をして、記載させていただきたいと思います。

○小島委員 そうすると、2階、3階、4階の図面上の左側は、全て特別展示室で有料という考え

方ですか。

○**図書文化財課長** 例えば2階でございますと、入って展示室が特別展示室なのですけれども、実を言うと。その一角、一部までは、途中までは展示室ですが、その奥は実は作業室であったり研究用の場所であったりということでそこは閉じられておりますので、左側が全部という訳ではないという状況でございます。

3階に行きますと、展示室と書いてあるところは途中までで、途中からは収蔵室という形で変わってございまして、この収蔵室については中が見られないような状況になっております。4階も同様に、行けるところと行けないところがありますが、基本的には曲がっているところの途中の一角の部分が展示室と見ていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○**小島委員** 分かりました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**田谷委員** ちなみにこの有料観覧料はおいくらぐらいに設定される予定でしょうか。

○**図書文化財課長** 常設展については、基本的に大人が300円となります。特別展示室になりますと、各展示によって実は違ってまいりまして、展示にかかる費用、買って来たり運搬をする、そういった費用を鑑みて、ある一定の計算式のもとで計算をした上で観覧料を設定していくことになってございます。

○**田谷委員** なるべく多くの区民に皆さんに見てもらいたいのので、なるべく安い価格でできるように検討していただきたいと思います。

○**図書文化財課長** 了解いたしました。

○**教育長** 常設と特別は、階層を分けるのですか。

○**図書文化財課長** 基本的には、こちらの2階の左側の部分が特別展示室になっておりまして、基本的にはここは別料金とさせていただいた方がいいかと思います。残りの部分が常設展になっておりますので、そこは定額ということになってございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員から、ほかに何かありますでしょうか。

○**教育長室長** 先程、31年度の予算編成方針をご報告した際に、小島委員から、ふるさと納税制度、地方消費税の清算基準見直しによる減収の内訳についてということでご質問をいただきました。

内訳につきましては、ふるさと納税制度で31億円、地方消費税の清算見直しの部分で23億円と出ておりますので、改めてご報告いたします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○**教育長** なければ、これもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を8月21日、火曜日、午前10時から開催の予定です。よろしくお願ひします。
長い時間ありがとうございました。

(午後14時15分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕